

会 議 録		
名 称		令和8年度第1回中央区いじめ問題対策委員会
開催年月日		令和8年6月26日（金） 午後5時～7時
開催場所		中央区教育センター6階 会議室（わくわく2）
出席者	委員	神内 聡（委員長）、磯崎奈保子、鈴木眞理、小澤美和（職務代理者）、三宅美紀
	区側出席者	北澤教育委員会事務局次長、村上教育センター所長、田中統括指導主事、支倉指導主事、木村管理係長、山本管理係主事
配布資料		資料 1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿 資料 2 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿 資料 3 中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について 資料 4 令和7年度区立小・中学校におけるいじめの状況について 資料 5 中央区いじめ総合対策（改訂版）の見直しについて
議事の概要等		1 開 会 2 教育委員会事務局次長あいさつ 3 委員長あいさつ 4 議 題 （1）中央区いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について （2）令和7年度区立小・中学校におけるいじめの状況について （3）中央区いじめ総合対策（改訂版）の見直しについて （4）いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ） 5 閉 会
審議の経過		別紙のとおり

別 紙

令和 8 年 6 月 26 日開催

中央区いじめ問題対策委員会

審議の経過

1 開 会

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のために録音する旨を説明

2 教育委員会事務局次長あいさつ

- 次長から挨拶

3 委員長あいさつ

- 神内委員長から挨拶

4 議 題

(1) いじめ問題対策連絡協議会の協議内容について

- 事務局から資料3について説明

概要

- ・ 区内公立小中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応の推進のために関係機関との連携を目的に設置している。
- ・ 第1回目（6月開催）の協議会では、いじめ問題の対応と連携について協議した。
- ・ 学校からは、担任が一人で抱え込まず、まずは校内で情報共有し、複数の目で見守ることや、いじめのアンケートは消し跡も含めて注視し、ささいなSOSのサインを見逃さないようにすることなどが挙げられた。
- ・ 大森少年センターには心理担当がおり、未然防止の観点から、警察からのいじめに関する講話や、学校ごとの情報共有など心理的なケアが可能であるという情報提供があった。
- ・ 児童館は、児童館を利用する子どもが学校や家庭では見せない児童館での表情や

言動があるため、気になることがあれば、学校へ情報提供していくことを協議の中で確認した。

- ・ 保護者代表からは、子どもの話を傾聴し、変化を察知できるよう努めたいという話があった。

(2) 中央区におけるいじめの未然防止等の取組及び認知件数について

○ 事務局から資料4について説明

概要

- ・ 中央区いじめ総合対策では、いじめの定義、本区におけるいじめの未然防止の取組、いじめの早期発見の取組について説明している。
- ・ 教育センターでは、学校や各関係機関と連携しながら組織的に対応する体制を整えている。
- ・ 学校から教育委員会への、いじめの月例報告を中心としたいじめに関する報告、児童生徒へのアンケート調査の実施、中央区いじめ問題対策連絡協議会の実施、中央区子ども相談フォーラムの運用等を通じ、いじめの早期発見に努めている。
- ・ 令和7年度の認知件数は、小学校は横ばい、中学校は増加している。これは児童生徒に目を配り、軽微ないじめであっても見逃さないという早期発見の姿勢が根付き、早期解決のために積極的な認知が図られたことが一因と考えられる。
- ・ 認知件数の増加については、いじめを見逃さないという各校の教職員の意識の向上として肯定的に捉えており、いじめの長期化、重大化を防ぐことにつながっていると考えている。
- ・ 小中学校ともに冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、何気ない言葉のやり取りからいじめにつながる可能性があるため、周りがアンテナを高くして、子ども同士のやり取りを観察していくことが大切である。
- ・ いじめの発見・訴えでは、小学校においては、当該児童の保護者からの訴えから発見される場合が多く、中学校では、アンケート調査からの発見が大半を占めている。

(3) 中央区いじめ総合対策の改訂について

○ 事務局から資料5について説明

概要

- ・ 中央区いじめ総合対策（改訂版）について、「東京都いじめ総合対策[第3次]」（令和7年改訂）、生徒指導提要（令和4年改訂）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年改訂）を踏まえた内容を検討したい。

【主な改訂点】

- 学習用タブレットを用いた「子ども相談フォーム」の活用や、「デジタルシチズンシップ教育」の推進など、GIGAスクール構想後の観点の差し込み。
 - 中学校の相談体制として、専任教育相談員へ統合・強化。
 - アンケートの保存期間及びアンケートの内容の変更。
 - 重大事態への対応の根拠であるガイドラインを、最新のものに更新。
 - 個人情報保護の根拠条例である中央区の個人情報保護条例を、最新のものに更新。
- ・ 次回のいじめ問題対策委員会にて、最終案を決定したい。

【委員からの主な質問・意見】 ➡は質問に対する回答

- ・ 児童館でのいじめは、いじめ防止対策上どのような位置付けになるのか。
 - ➡ まずは児童館と連携しながら、学校主体で対応する。仮に重大事態になった場合は、教育委員会主体で対応する可能性もある。
- ・ 中学校の心の教室相談員と、中学校の専任教育相談員は同じ人材か。
 - ➡ 異なる。令和6年度まで配置していた心の教室相談員は、話し相手のような役割だが、専任教育相談員は心理士（専門職）である。
- ・ 令和7年いじめ認知件数では継続件数が少ない印象を受けるが、年度内に終結するケースが多いのか。
 - ➡ いじめは、3か月を経過した時点でいじめの行為がなく、児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態がなければ、解消と判断している。令和8年度になりおよそ3か月が経過するため、継続している件数は少なくなっているが、学校は、解消したとするケースを含め、継続した見守りを行っている。

(4) 発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 委員長から個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行う。
- 事務局よりケース内容を説明

5 閉 会

- 委員長から閉会のあいさつ